介護報酬退院退所加算

介護報酬の退院・退所加算のカンファレンスの請求要件

- ①（2）介護報酬に規定するカンファレンスは以下のとおりとする。
- イ 病院又は診療所からの退院

「診療報酬の算定方法（平成20 年厚生労働省告示第59 号）別表第１医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすもの」

- 診療報酬で患者が入院している医療機関の「退院時共同指導料2の注3」の請求要件は以下の3職種と共同指導、：在宅療養を担う医師または看護師等：歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、ステーション看護師、介護支援専門員、相談支援専門員とある
- 介護報酬の退院加算のカンファレンスは在宅のケアマネ以外に上記2職種が参加した場合が請求できる